

環境経営レポート

【令和5年 9月 ～ 令和6年 8月】



環境保全と資源の有効利用



株式会社 ワコー商事

発行日 令和6年11月4日

改訂日 令和6年11月20日

■ 目次 ■

- 1.組織の概要
- 2.対象範囲、レポートの対象期間及び発行日
- 3.環境経営方針
- 4.環境経営目標
- 5.環境経営計画
- 6-1.環境経営計画に基づき実施した取り組み内容
- 6-2.実施体制
- 7-1.環境経営目標の実績
- 7-2.環境経営計画の取組結果とその評価
- 7-3.次年度の環境経営目標及び環境経営計画
- 8.環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無
- 9.代表者による全体評価と見直し・指示

1.組織の概要

■事業者名及び代表者名

株式会社ワコー商事 代表取締役 山本 元和

■所在地

本社・本社工場：豊田市御船町山ノ神56番地119

第2工場：豊田市西広瀬町神田723番1

みよし営業所：みよし市打越町苗座10

■環境管理責任者

環境管理責任者 山本 元幸

EA21事務局 山本元幸(担当者) 連絡先：090-3459-6654

TEL (0565) 46-0033 FAX (0565) 46-0301

■法人設立年月日

昭和59年12月

■資本金

1000万円

■売上高 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日

44千万円

■従業員数 令和6年11月現在

18人（パート含む）

■敷地面積

本社・本社工場：1,351.5㎡

第2工場：430㎡

みよし営業所：19㎡(床面積)

■事業内容

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬と産業廃棄物の中間処理

■処理実績※四捨五入切り捨て

種類	単位	令和4年度	令和5年度
産業廃棄物収集運搬量	t	10907	11126
産業廃棄物処分量	t	3163	3096
一般廃棄物収集運搬量	t	1009	1170

※令和4年度（令和4年9月～令和5年8月）

※令和5年度（令和5年9月～令和6年8月）

- ・ 産業廃棄物収集運搬量は㎡数を係数により t 換算しています。
産業廃棄物処分量、一般廃棄物収集運搬量は実数です。

■施設等の状況

処理施設の所在地	廃棄物の種類	処理能力	処理区分
中間処理施設 豊田市西広瀬町神田723番1 (第2工場)	廃プラスチック類	2.496t/日	破碎
	木くず	3.744t/日	破碎
	金属くず	14.04t/日	破碎
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.22t/日	破碎
	紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	54m³/日	選別
中間処理施設 豊田市御船町山ノ神56番119 (本社工場)	廃プラスチック類	5.68t/日	破碎
	金属くず	5.53t/日	破碎
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.35t/日	破碎
	木くず	6.84t/日	破碎
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	163.84m³/日	選別

●設備

選別機 1基（本社工場） 破碎機 2基（本社工場、第2工場 各1基）

●積替保管施設（本社工場）

- ・所在地：愛知県豊田市御船町山ノ神56番地119
- ・面積：1,351.50m²（保管面積 63m²）
- ・保管上限：45.41m³
- ・高さ：1.50m

●許可の内容

作成者	山本元幸
作成日	令和6年11月1日

許可業種	事業の範囲	許可番号	許可年月日	許可有効期限	自治体名
産業廃棄物収集 運搬業	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類	第02300073335号 (優良)	令和3年6月22日	令和10年5月8日	愛知県
	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類	第09010073335号 (優良)	令和3年6月17日	令和10年5月21日	豊田市
	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鋳さい、ばいじん	第02100073335号	令和6年3月18日	令和11年3月17日	岐阜県
	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	第02400073335号	令和3年7月5日	令和8年5月26日	三重県
特別管理産業廃棄物収集運搬業	特定有害廃石綿等	第02350073335号	令和4年10月27日	令和9年10月16日	愛知県
産業廃棄物中間 処理業（優良）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	第09020073335号	令和6年10月1日	令和13年9月25日	豊田市
一般廃棄物処理 業	一般廃棄物（一般ゴミ）	第1031号	令和5年7月4日	令和7年7月3日	豊田市
	一般廃棄物（一般ゴミ）	27み令環第918号	令和6年4月1日	令和8年3月31日	みよし市

運搬施設の概要

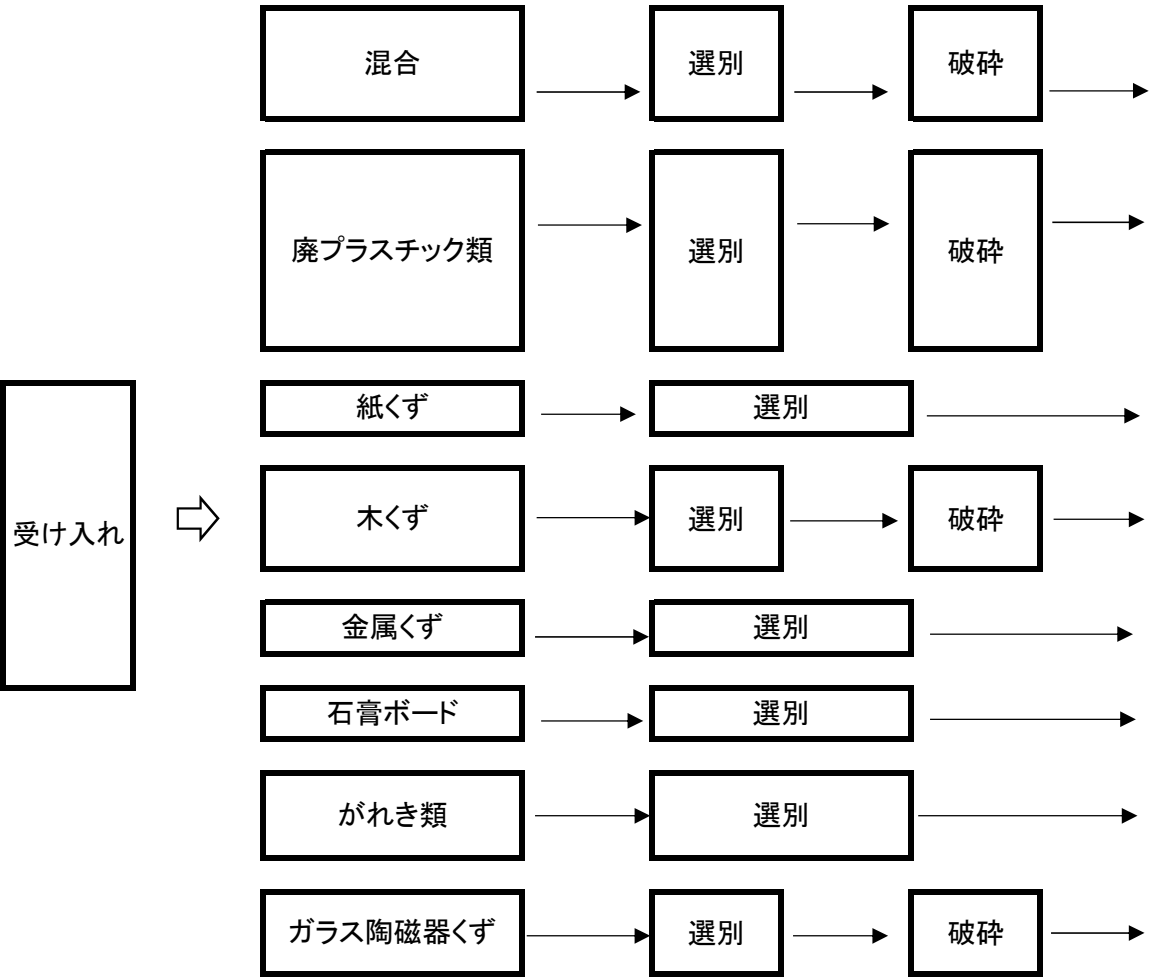
運搬車両一覧

	車両名	形式	登録番号	最大積載量(kg)
1	普通貨物自動車	キャブオーバ	豊田131な5	2,850
2	普通貨物自動車	キャブオーバ	豊田130く7	2,050
3	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田130え10	3,400
4	普通特殊自動車	塵芥車	豊田830す30	2,800
5	普通貨物自動車	ダンプ	豊田130す50	2,000
6	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田130と111	3,550
7	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田130か222	3,400
8	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田100さ7828	3,600
9	普通特殊自動車	塵芥車	豊田830あ555	1,450
10	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田130て666	3,500
11	普通貨物自動車	キャブオーバ	豊田100と777	3,000
12	普通貨物自動車	脱着装置付コンテナ専用車	豊田100て888	3,450
13	普通貨物自動車	キャブオーバ	豊田130た999	3,000
14	小型貨物自動車	バン	豊田430ぬ1188	1,250
15	普通特殊自動車	塵芥車	豊田830い530	2,450

その他運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	産業廃棄物	8m ³	50個
		2.5m ³	250個
ドラム缶	汚泥	200リットル	6本
蛍光灯・乾電池容器	産業廃棄物	各 1本	3ヶ
フレコンバック	産業廃棄物	1t	2000枚

最終処分終了までの一連の処理工程（令和5年9月～令和6年8月）



社外処理

- ・管理型埋立
- ・焼却※焼却施設へ搬入
- ・選別※選別施設へ搬入

- ・再資源化① ※固形燃料等へ再生利用
- ・再資源化② ※サーマルリサイクル(焼却)
- ・安定型埋立
- ・管理型埋立
- ・圧縮※圧縮施設へ搬入

- ・再資源化※紙管原料・再生紙

- ・管理型埋立
- ・再資源化※パルプ原料・燃料チップ

- ・売却 ※有償売却

- ・再資源化※石膏粉末としてリサイクル

- ・安定型埋立
- ・再資源化※再生路盤材として再利用

- ・管理型埋立
- ・再資源化※再生材へリサイクル

※特別管理産業廃棄物は、許可はあるが処理実績はありません。

2.対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

■組織

本社・本社工場：愛知県豊田市御船町山ノ神56番地119
第2工場：愛知県豊田市西広瀬町神田723-1
みよし営業所：愛知県みよし市打越町苗座10

■活動：事業内容の通り

■レポートの対象期間：令和5年9月～令和6年8月

■レポートの発行日：令和6年11月4日（改訂日 令和6年 11月20日）

3.環 境 経 営 方 針

◇基本理念◇

「安全第一」、「安心・安全」をモットーに地域・顧客・従業員へ
「安心・安全・信頼」を与えられる会社を目指します。

「環境保全と資源の有効利用」をモットーに廃棄物削減・リサイクル向上に
向けた活動を積極的に行っていきます。

◇基本方針◇

(1) 当社に、適用される法規制、当社が同意するその他の要求事項を遵守します。

(2) 次の事項について具体的な環境経営目標及び環境経営計画を定め実施します。

①省エネルギーに取り組み二酸化炭素の排出量を削減します。

②分別の徹底につとめ廃棄物排出量を削減します。

③収集運搬廃棄物の選別の徹底によりリサイクル率向上に努めます。

④節水につとめ水使用量を削減します。

⑤地域社会の一員として地域の環境保全に積極的に協力します。

(3) 本方針を全社員に周知し、環境経営システムの継続的改善を進めます。

制定日 令和2年9月1日

改定日 令和3年12月2日

株式会社ワコー商事

代表取締役 山本 元和

4.環境経営目標

作成者	山本 元幸
作成日	令和5年9月1日

環境方針の項目	取組の項目	単位	年間の削減目標又は取組み頻度			
			(年度は9月～8月)			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			基準年度	-1%	-2%	-3%
二酸化炭素の排出量削減	二酸化炭素排出量の削減	kg	166,597	164,931	163,265	161,599
		kg/ t	39.0	38.6	38.2	37.8
	電力の使用量削減	kWh	34,460	34,115	33,771	33,426
		kWh/ t	80.0	79.2	78.4	77.6
	ガソリンの使用量削減	L	11,045	10,935	10,824	10,714
		L/ t	2.5	2.5	2.5	2.4
	軽油の使用量削減	L	48,604	48,118	47,632	47,146
		L/ t	11.4	11.3	11.2	11.1
廃棄物の排出量削減	一般廃棄物の排出量削減	kg	162	160	159	157
廃棄物のリサイクル率向上	産業廃棄物のリサイクル率の向上	%	43	42	41	40
水使用量の削減	上水使用量の削減	m ³	277	274	271	269
地域貢献活動	会社周辺清掃・地域行事協賛	回／年	5	5	5	5

※二酸化炭素の排出量の下段処理量単位の原因単位としました。（基準年の中間処分量3163 t）
 ※基準年度は令和4年度（令和4年9月～令和5年8月）とする。
 ※購入電力の二酸化炭素排出係数は令和2年1月7日公表の中部電力平成30年度調整後排出係数0.452kg-CO₂/kWhを使用しました。
 ※上水使用量は水道使用量とし、全量排水されたとしました。
 ※廃棄物排出量は、自社排出のみを対象にした一般廃棄物を対象としました。
 ※化学物質は使用していません。
 ※廃棄物のリサイクル率向上は、産業廃棄物中間処理後のリサイクル率のみとしました。
 ※地域貢献は、会社周辺の清掃と地域行事への協賛（AED取扱）、及び災害時廃棄物受入作業手伝いの地域貢献事業としました。

5.環境経営計画

作成者	山本元幸
作成日	令和5年9月1日

・取り組み内容

環境経営方針項目	責任者	具体的な取り組み内容	点検方法
二酸化炭素の排出量削減	環境管理責任者、工場長	事務所、工場の照明は不必要な時は消灯する	教育・啓発
		空調の適温化（冷房28度・暖房20度程度）を徹底する	教育・啓発
		配達をメインとすることにより、軽油使用量を最小限に抑える	—
		トラックにアドブルーを使い、大気汚染対策を行う	—
		休憩所扇風機の使用は必要な時以外しない	教育・啓発
		工場内冷風機の使用は必要な時以外しない	教育・啓発
		効率的な仕事で残業を減らし電力使用量を減らす	教育・啓発
		アイドリングストップの励行	ステッカー啓発
		月に1度の定期点検・整備実施(タイヤの空気圧等)	—
		法定速度を守り、空ぶかしを禁止する	運転日報
		エコドライブ(急発進、急加速、急ブレーキの禁止)	運転日報
		効率的な運行計画の作成	営業日報
廃棄物排出量の削減	各部 責任者	各自持ち込んだゴミは持ち帰る事	教育・啓発
		事務所、工場に分別ごみ箱設置	教育・啓発
		使用済用紙の裏紙使用の徹底	教育・啓発
		電子化によるペーパーレス化（請求書・契約書等）	—
		資料の両面コピー化	教育・啓発
廃棄物のリサイクル率向上	環境管理責任者、事務局	排出事業者への分別徹底の提案	啓発
		リサイクル業者調査の実施	情報収集
		リサイクル可能な廃棄物受入強化	情報収集・営業
		廃プラスチックの分別品目追加	教育
		埋立廃棄物から再資源化物への抜き取り強化	教育・啓発
水使用量の削減	各部 責任者	水道の漏水を定期的にチェック	—
		コンテナ洗浄時間短縮	教育・啓発
		ステッカーによる節水意識	ラベル啓発
地域貢献活動	環境管理責任者、事務局	処分場周辺の廃棄物拾い（2回/年）	教育・啓発
		施設周辺の草取り（3回/年）	教育・啓発
		環境問題に役立つイベントに積極的に参加する	—
		自治会行事への参加及び協賛（盆踊り等）	教育・啓発
		AED導入・地域AED設置場所として登録	—
		災害時廃棄物受入体制確保・災害時廃棄物誘導手伝い参加	—
		環境美化活動、周辺地域清掃活動への積極参加	教育・啓発

取組期間：令和5年9月～令和6年8月

6-1.環境経営計画に基づき実施した取組内容

作成者	山本元幸
作成日	令和6年11月1日

環境経営方針項目	責任者	具体的な取り組み内容	評価
二酸化炭素排出量の削減	環境管理責任者、工場長	事務所、工場の照明は不必要な時は消灯している	○
		空調の適温化（冷房28度・暖房20度程度）を徹底している	○
		配達をメインとすることにより、軽油使用量を最小限に抑える	○
		トラックにアドブルーを使い、大気汚染対策を行う	○
		休憩所扇風機の使用は必要な時以外しない	○
		工場内冷風機の使用は必要な時以外しない	○
		効率的な仕事で残業を減らし電力使用量を減らす	○
		アイドリングストップの励行	○
		月に1度の定期点検・整備実施(タイヤの空気圧等)	○
		法定速度を守り、空ぶかしを禁止する	○
		エコドライブ(急発進、急加速、急ブレーキの禁止)	○
		効率的な運行計画の作成	○
廃棄物排出量の削減	各部 責任者	各自持ち込んだゴミは持ち帰る事	○
		事務所、工場に分別ごみ箱設置	○
		使用済用紙の裏紙使用の徹底	○
		電子化によるペーパーレス化（請求書・契約書等）	○
		資料の両面コピー化	○
廃棄物のリサイクル率向上	環境管理責任者、事務局	排出事業者への分別徹底の提案	○
		廃プラスチックの分別品目追加	○
		リサイクル業者調査の実施	○
		リサイクル可能な廃棄物受入強化	○
		埋立廃棄物から再資源化物への抜き取り強化	○
水使用量の削減	各部 責任者	水道の漏水を定期的にチェック	○
		コンテナ洗浄時間短縮	○
		ステッカーによる節水意識	○
地域貢献活動	環境管理責任者、事務局	処分場周辺の廃棄物拾い（2回/年）	○
		施設周辺の草むしり（3回/年）	○
		環境問題に役立つイベントに積極的に参加する。 （豊田産業フェスタでの環境問題ブース参加）	○
		自治会行事への参加及び協賛（盆踊り・創立記念式典への協賛等）	○
		AED導入・地域AED設置場所として登録	○
		災害時廃棄物受入体制確保・災害時廃棄物誘導手伝い参加 （環境技術研究会 会員）	○
		環境美化活動、周辺地域清掃活動への積極参加	○

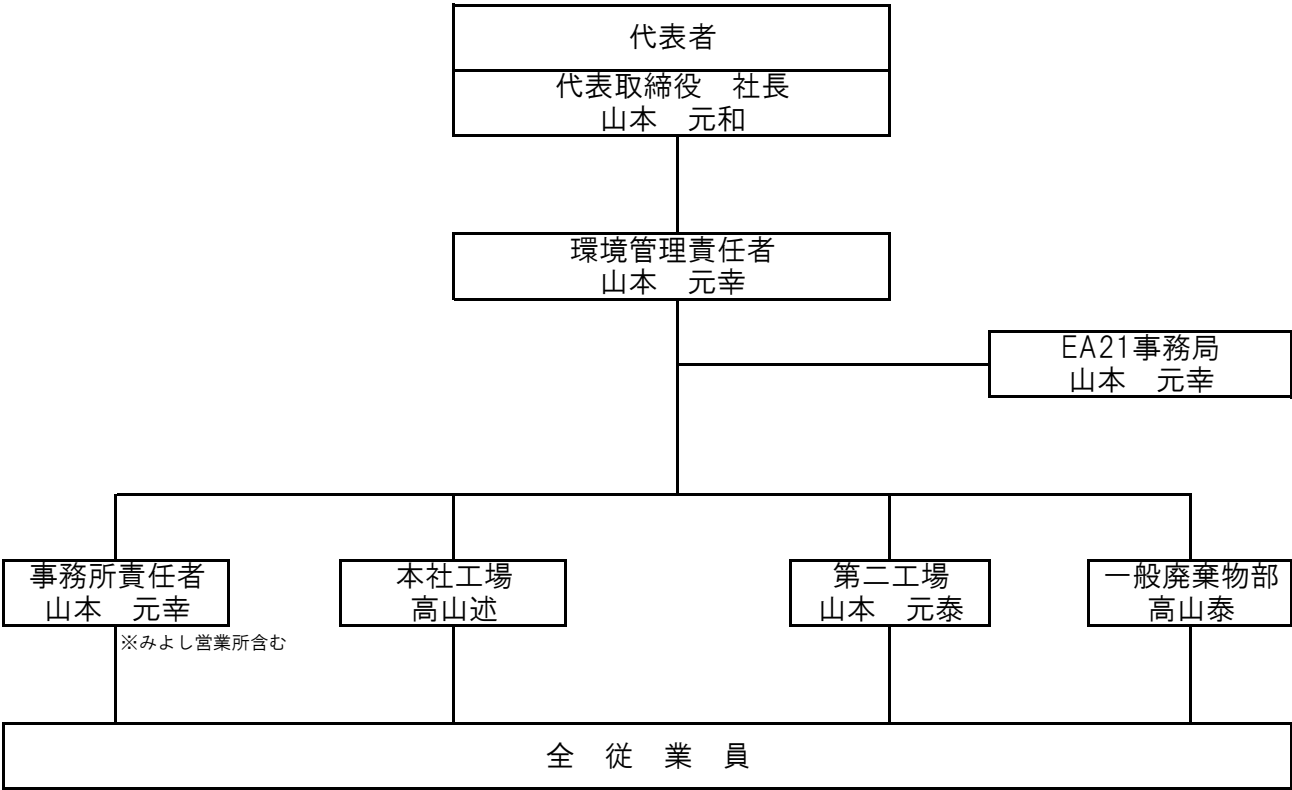
取組期間：令和5年9月～令和6年8月

○：実施できた △：実施を試みているが不十分 ×：実施できなかった

6-2.実施体制

承認者	山本 元和
作成日	平成28年8月1日
改定日	令和4年11月14日

実施体制図



役割・責任・権限

役割	責任・権限
代表者	経営における課題とチャンスの明確化・取り組み対象組織の決定、環境経営方針の策定、環境管理責任者の任命など実施体制の構築、資源（人員・設備・費用等）の準備、代表者による全体の評価と見直し・指示
環境管理責任者	取り組み対象組織の明確化（提案）、代表者に代わり環境経営システムを構築・運用・維持し、その状況（環境経営目標の達成状況・環境経営計画の実施状況及び運用結果・環境関連法規の遵守状況・外部からの環境に関する苦情や要望）を代表者へ報告 環境への負荷の自己チェック、環境への取り組みの自己チェックの実施 環境関連法規の取りまとめ／遵守評価の実施、環境経営目標・環境経営計画の作成 実施体制の構築（書案作成）、教育訓練の実施、外部からの苦情等の受付対応・記録 手順書の作成、緊急事態の想定／訓練の実施、問題点の是正・予防処置と記録
事務局	環境関連文書及び記録の素案作成・文書記録一覧表管理
責任者	自部門の取り組みに関し、環境管理責任者に準じた責任を持つ
全従業員	環境経営方針・環境経営目標・環境経営計画を理解し取り組む

7-1.環境経営目標の実績 令和5年9月～令和6年8月

作成者	山本 元幸
作成日	令和6年11月1日

環境方針の項目	取組の項目	単位	基準年	取組期間		
			令和4年度	令和5年9月～令和6年8月		
			基準値	目標値 (1%)	実績	増減率(%)
二酸化炭素の排出量削減	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	166,597	164,931	175,558	5
		kg-CO2/ t	39.0	39	56.7	45
	電力の使用量削減	kWh	34,460	34,115	38,420	11
		kWh/ t	8	7.9	12.4	55
	ガソリンの使用量削減	L	11,045	10,935	10,421	-6
		L / t	2.5	2.5	3.4	35
	軽油の使用量削減	L	48,604	48,118	51,944	7
		L / t	11.4	11.3	16.8	47
廃棄物の排出量削減	一般廃棄物の排出量削減	kg	162	160	140	-14
廃棄物のリサイクル率向上	リサイクル率の向上	%	43	42	64	21
水使用量の削減	上水使用量の削減	m³	277	274	188	-32
地域貢献活動	会社周辺清掃・地域行事協賛	年/回	5	5	5	-

※令和4年度中間処理量：3163 t 令和5年度中間処理量：3096 t
※購入電力の二酸化炭素排出係数は令和2年1月7日公表の中部電力平成30年度調整後排出係数
0.452kg-CO2/kWhを使用しました。
※上水使用量は水道使用量とし、全量排水されたとしました。
※廃棄物排出量は、自社排出のみを対象にした一般廃棄物を対象としました。
※化学物質は使用していません。
※廃棄物のリサイクル率向上は、産業廃棄物中間処理後のリサイクル率のみとしました。
※地域貢献は、会社周辺の清掃と地域行事への協賛としました。

7-2.環境経営計画の取組結果とその評価

作成者	山本元幸
作成日	令和6年11月4日

1.二酸化炭素の排出量削減

1-1 電力の使用量削減

・結果：増加。

・評価（原因）：令和5年9月～12月の4ヶ月分にて原因不明の大幅増加。

特に設備の導入もなく電力を必要とする要件が増えたわけではないので疑問。

漏電の可能性があったか調べたが、無し。あえて言うなら、令和5年の夏頃に事務所用エアコンを3台業務用から家庭用へと変更したが、業者に問い合わせたところそこまで差が出ることは考えづらいとの返答。原因不明。

1-2 ガソリン・軽油の使用量削減

・結果：ガソリン→昨年比6%減。原単位では35%増。
軽油→前年比7%増。原単位では47%増。

・評価（原因）：ガソリンに関しては削減意識は持ちつつ通常通り使用した結果。

売上にも反映されてますが、前年より仕事数が減少し見積り現場に出向く機会が減ったと思います
軽油に関しては令和5年11月まで遠方現場があった事や、処分を業者引取で依頼していたが、経費削減のため、自社で運搬する機会が増えたため。

2.廃棄物の排出量削減

・結果：排出量を削減出来た。

・評価（原因）：引き続き裏紙使用の徹底と自分のゴミは自分で持って帰る決め事を年間通して意識的に行えた事が主な要因です。引き続き削減に努めます。

3.廃棄物のリサイクル率向上

・結果：昨年8%アップ。成果あり。

・評価（原因）：引き続き作業員が意識的に選別を行った事と新たに発掘したリサイクル業者を年間を通して利用できたことが大きな要因です。

4.水使用量の削減

・結果：上水使用量の削減が出来た。

・評価（原因）：引き続き当番を決め、業務終了後の漏水・水栓締め忘れがないか確認を行っている。また以前のような原因不明の大量使用月が無かった事です。

5.地域貢献活動

・結果：①豊田産業フェスタに豊田市環境技術研究会の会員として参加し、環境問題に役立つ活動をしました。②処分場周辺のゴミ拾いや草取りを実施しました。

③豊田市環境技術研究会の会員として、災害時廃棄物受入時の対処について市と協議したり訓練に参加しました。（訓練年2回）④AED設置エリアとして近隣自治区に認知されています。

⑤近隣小学校創立記念式典への協賛を行いました。

・評価（原因）：①引き続き地域貢献活動に積極的に参加します。②毎朝会社周辺のゴミ拾いを行っています。草取りも業務が落ち着いている時に積極的に行っており、引き続き「産廃会社とは思えない」とよく言っていただけます。③相次ぐ自然災害を他人事と思わず、いざ起きた場合は率先して災害廃棄物受入作業を手伝う意識があります。④引き続き認知を続ける。

⑤これからも同様の機会がありましたら、地域貢献の一環として積極的に協力していきます。

7-3.次年度の環境経営目標及び環境経営計画

- ・「次年度の環境経営目標」は、三箇年の環境経営目標の令和5年度に基づいて実施します。
- ・「次年度の環境経営計画」は、継続して実施します。

8.環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無

・法規制

作成者	山本元幸
見直し日	令和6年1月10日
遵守評価	令和6年11月20日

法令等	遵守事項	遵守状況
水質汚濁防止法	事故時の応急処置と処置概要の行政への届出（油水分離槽から社外への流出事故時）	事案無し
県民の生活環境の保全に関する条例(大気)	アイドリングストップの教育	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物）	一般廃棄物の収集又は運搬業を行う者は、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物）	産業廃棄物の運搬受託者は、当該運搬を終了時管理票を回付しなければならない	○
	産業廃棄物の処分受託者は、処分を終了時、期間内に管理票の写しを送付しなければならない	○
	産業廃棄物収集運搬及び処分実績報告を行わなければならない	○
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告（年度6月末までに）	○
	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は都道府県知事の許可を受けなければならない	○
	産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、収集若しくは運搬又は処分を委託してはならない	○
	運搬車の外側に、産廃の収集運搬車である旨を表示し、環境省令で定める書面を備え付ける	○
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	収集・運搬又は再商品化等をする者に引渡し、必要な料金を支払う	事案無し
フロン排出抑制法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）	第1種特定製品の簡易点検。四半期毎に実施。7.5kw以上の物は専門業者の点検が必要。	○
浄化槽法	年4回の保守点検及び年1回の清掃、年1回の法定検査の実施	○

・環境関連法規等の違反及び訴訟等の有無

過去3年間について環境関連法規違反及びその他事項に対する違反、訴訟はありません。

9.代表者による全体評価と見直し・指示

環境管理責任者による見直しに必要なコメント

作成者	環境管理責任者
作成日	令和6年11月4日

コメント項目	コメント
1. 環境経営目標の達成状況 (達成できた場合は設定方法・レベルに問題が無かったか、未達成の場合は原因の記載)	・達成できた項目は、設定方法・レベルに問題はありません。電力に関しては原因不明であり疑問だが、その他の増加項目も改善の余地はあるが、明確な理由があるので引き続き取り掛かります。弊社が一番注力しているリサイクル率向上部分で昨年同様大きな成果を得ることができた事は評価できます。 ・軽油使用量が増えた原因は、遠距離現場があった事と経費削減の為、処分を業者引取から自社運搬に極力変えていったことの為、仕方がない。
2. 環境経営計画の実施・運用結果 (取組に問題が無かったか、次年度の取組等について記載)	・取組について、問題はありません。 ・次年度の取組については、7-3.次年度の環境経営計画の通りです。
3. 環境関連法規等の遵守状況	環境関連法規等の事項は遵守出来ている。
4. 外部からの環境関連の苦情や要望	外部からの環境関連の苦情や要望等はなかった。
5. その他（前回の指示事項等）	特に無し

代表者による変更の必要性の判断・指示

次年度以降の目標、取組、環境経営システムをどのように変更すべきか検討し、問題点を明確にする

コメント記載日		
変更の必要性判断項目	変更の判断	コメント
1. 環境経営方針の変更	☐ 有・ ☒ 無	無し
2. 環境経営目標の変更	☐ 有・ ☒ 無	無し
3. 環境経営計画の変更	☐ 有・ ☒ 無	無し
4. 実施体制の変更	☐ 有・ ☒ 無	無し